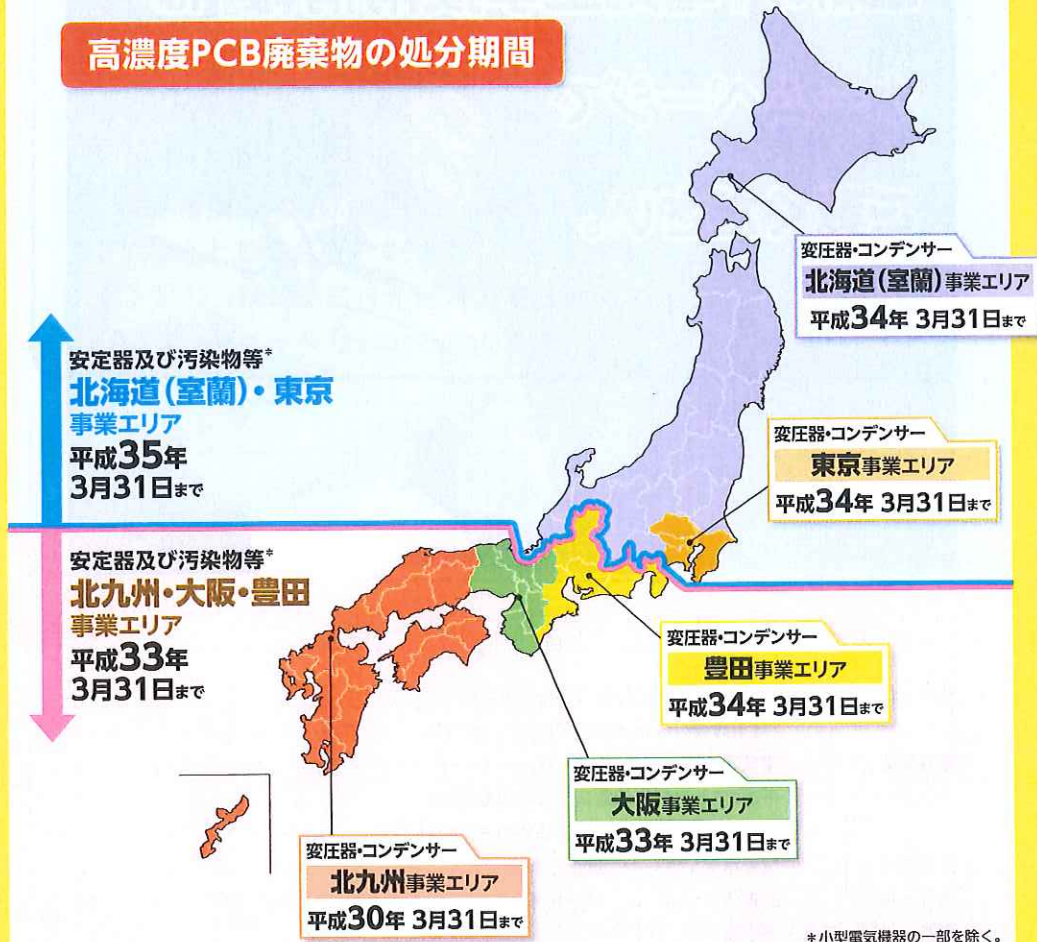


ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

2016年 10月版

高濃度PCB廃棄物の処分期間



低濃度PCB廃棄物の処分期間 平成39年 3月31日まで



(出典) 環境省・経済産業省 ホームページ

PCB 含有電気工作物の処理促進に向けて

国は、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために全国5ヶ所の処理施設毎（平成30年度末～平成34年度末）の計画的処理完了期間よりも1年前の時点に処理期間を設定し、この処理期間内に高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品を処分委託又は廃棄すること等を義務付けるポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）の改正法が制定され、平成28年8月1日に施行されました。また、電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品については、同年9月の電気事業法の改正等で、以下の追加措置がなされました。

- ① 電気設備技術基準省令による告示の期限を超えた使用禁止（左頁図参照）
 - ・これまで継続使用が容認されてきた高濃度PCB含有電気工作物について、告示の期限を超えた使用を禁止する。
- ② 電気関係報告規則による毎年度の管理状況（廃止予定時期）の届出
 - ・使用中の高濃度PCB含有電気工作物が年度末にある場合は、廃止予定時期を決め、翌年度6月末までに届出を行う。
- ③ 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）による掘り起こし
 - ・事業場の電気工作物における高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの有無を、電気主任技術者等が確認する。
- ④ 電気設備技術基準省令により PCB 含有の絶縁油を使用する電線の施設禁止

■ PCB 濃度について

- ・高濃度 PCB 含有電気工作物：5,000mg/kg 超（銘板の製造者名・表示記号により確認）
- ・低濃度 PCB 含有電気工作物：0.5mg/kg 超～5,000mg/kg 以下（原則、絶縁油の分析を実施）

■ 計画処理完了期限を過ぎた後の PCB 特措法、電気事業法の適用

- ・廃棄されていない高濃度 PCB 含有電気工作物は、使用中であっても、高濃度 PCB 廃棄物とみなされます。このため、環境大臣又は都道府県知事による改善命令や代執行の対象となります。
- ・電気事業法も引き続き適用され、技術基準適合命令の対象となります。

■ 詳細は、以下の URL（経済産業省 HP；PCB 機器の処理促進について）をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index2_2.html

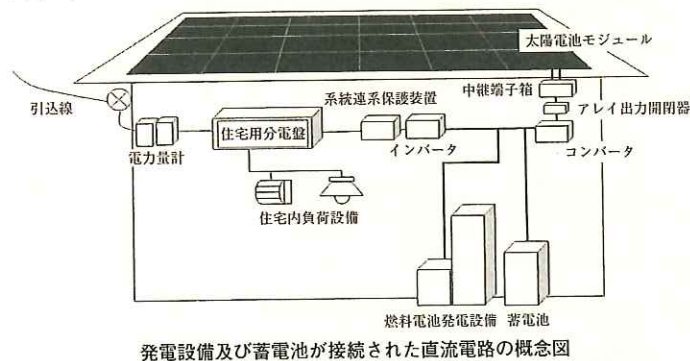
「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

国は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、電気工作物が適合しなければならない技術基準として、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）」を定めています。

この電技省令の技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示した「電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号。以下「電技解釈」という。）」について、平成29年8月14日、以下の改正が行われました。

(1) 燃料電池発電設備や蓄電池に関する対地電圧と接地工事内容の変更

- 電技解釈第143条において、住宅の屋内配線（電気機械器具内の電路を除く。）の対地電圧は、150V以下と規定されています。
- 一方、太陽電池モジュールに接続する負荷側の屋内配線の対地電圧については、同条第1項第3号において、施設条件を満たすことを条件に、直流450V以下でよいとされています。
- 今般、日本電気技術規格委員会（以下「JESC」という。）において、燃料電池発電設備や蓄電池に接続される屋内配線についても、太陽電池モジュールに接続するものと同様の施設条件とすれば、対地電圧を直流450V以下としても安全性が確保されると確認されたため、電技解釈第143条が改正されました。
- 同様の理由から、機械器具の金属製外箱等の接地工事について定めた電技解釈第29条についても改正が行われ、太陽電池モジュールに接続する場合の規定内容を燃料電池発電設備や蓄電池の場合にも適用することとされました。



(2) 太陽電池発電設備の標準仕様の明確化

- 太陽電池発電設備の支持物については、電技解釈第46条において、日本工業規格（JIS C 8955）に規定される強度を有することが求められており、設備の高さが4m 以上の場合は、さらに、建築基準法が求める強度を有することが要求されています。
- しかしながら、ここ数年、技術基準が十分に理解されないまま太陽電池発電設備が施設された結果、公衆安全に影響を与える重大な設備損壊被害が発生しています。
- そこで、第15回産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（平成29年3月）での審議を踏まえ、同条において、強度計算を実施しない場合の地上設置型太陽電池発電設備の架台や基礎の設計例等の、具体的な標準仕様が明記されました。

(3) IEC 60364規格の制改定への対応

- 需要場所に設置される低圧の電気設備は、電技解釈第218条に規定するIEC60364シリーズの規格に基づき施設できるとされています。
- 平成28年度電気施設保安制度等検討調査（電気設備技術基準国際化調査）において、同シリーズのうち近年制改定された2規格については、電技解釈に取り入れ可能であると確認されたことを踏まえ、同条（218-1表）が改正されました。

(4) 電技解釈で引用しているJESC規格の最新版への更新

- 電技解釈で引用している以下のJESC規格について、保安水準には影響を与えない項目について改正が行われたことを踏まえ、規格の名称について最新版への更新が行われました。

該当条文	引用規格
第79条【低高圧架空電線と植物との接近】	JESC E2020
第106条【35,000V以下の特別高圧架空電線と工作物等との接近又は交差】	JESC E2020
第133条【臨時電線路の施設】	JESC E2021
第172条【特殊な配線等の施設】	JESC E6003

※改正内容の詳細は、以下のURLからご覧いただけます。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2017/08/290814.html

- 改正概要 ○電気設備の技術基準の解釈の一部改正について
- 新旧対照表 ○新旧対照表第46条第3項部分
- 電気設備の技術基準の解釈 ○電気設備の技術基準の解釈の解説